

# 「はまかぜ」(金沢版)

平成 26 年 8 月 8 日号

連載 第56回

横浜市議員 おばた正雄氏 横浜を語る



ヨコハマ会 市議員団  
子どもにツケをまわさない!  
“横浜から日本を創る”  
横浜市議 おばた正雄氏

## 〈プロフィール〉

昭和 54 年より横浜市議。無所属。

## 〈ご相談・ご連絡先〉

事務所：金沢区谷津町 332  
TEL：045 - 783 - 7869  
FAX：045 - 786 - 5315  
obatamasao17@gmail.com

おばた正雄HP

検索

## ボランティア活動を拡充しボランティア社会の実現を 市民活動保険がボランティアを守ります

この猛暑の夏、市にボランティアも、多数の方々、自治会町内会活動やスポーツ活動を通じて青少年の健全育成のための諸活動、高齢者・障害者の支援や文化活動などを行っています。これはボランティア活動です。

私が、様々な活動の中で、私達の社会は数多くのボランティアの方々の献身的な無償の働きによって支えられていることを実感し、横浜市が責任を持って市民が安心して活動できる制度の必要性を痛感しボランティア保険の創設の提案を続け、

6年間の粘り強い働きかけにより、平成3年にこの制度が実現しました。これが、「横浜市民活動保険」、いわゆる「ボランティア保険」です。

### Q: 対象となる活動?

A: ①自主的に構成されたグループ・個人・地域住民組織である自治会町内会が行っている活動。②無報酬の活

動(交通費等の実費の支給を除く)。③継続的・計画的に実施されている活動。④公益性的のある活動。…です。

### Q: 保険の特徴・金額?

A: 特徴は、市民の方が安心してボランティア活動を行えるよう横浜市があらかじめ保険料を負担し、保険会社と保険契約をし、事前の加入や登録の手続きは必要ありません。また、市が保険会社に支払う金額は年間約1千7百万円程度です。

### Q: 保険の実績は?

A: これまでの23年間の保険対象事故件数は合計1645件です。最近の3年間の合計は330件。年平均110件です。これに対し保険会社による



〔対家事故・金額〕  
賠償責任事故は、ボランティア活動中に過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったなどの結果、被害者から損害賠償を求められ「法律上の賠償責任を負った場合」に保険金が支払われます。

(画像右) 7月27日に海の公園の砂浜で13回目の「塩田による塩づくり」が金沢区文化協会実行委員会の主催で開催。小学生30名以上、ボランティアと合計で50人以上の活動です。1回目から小幡も参加。

・身体賠償：1名1億円、1事故5億円  
・財物賠償：1事故500万円  
・保管物賠償：1事故500万円  
・傷害事故：ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来事故によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。  
・死亡：1名1千万円  
・後遺障害：1名30万円～1千万円など。

支払い保険金額は25年度は約1千8百万円、24年度は約2千2百万円、23年度は約2千4百万円でした。

〔手続き方法〕  
事故が発生した場合は、30日以内に金沢区総務課にご連絡を。

☎045(788)7706